

# 市立名寄図書館の図書館資料弁償に関する取扱要領

令和6年6月1日 教育長決定

## 1 趣旨

この基準は名寄市図書館条例施行規則第27条の規定に基づき、利用者に資料の弁償を求める際の判断基準を明確にするため、弁償の取扱いについて必要事項を定めるものとする。

## 2 弁償対象者

弁償対象者は、当該資料を紛失・汚損・破損また著しく喪失させた者とする。ただし、弁償が困難な場合は、生計を一とする者

## 3 判断の基準

- (1) 弁償対象者が利用の結果、故意または過失によって紛失、汚損、破損が生じた場合は別記「弁償を要する資料紛失・汚損・破損の判断基準」により弁償を求める。
- (2) 判断の基準は図書館資料が今後の利用に堪えない状態であり、利用者が不快に感じる状態にあること。
- (3) 弁償に該当するかの判断は、複数の職員で協議をすること。

## 4 弁償の方法

- (1) 弁償対象者が資料を紛失・汚損・破損した場合は、「図書館資料弁償届」を提出した日から、また図書館システムでの「弁償届」を交付してから30日以内に弁償をしなければならない。
- (2) 資料の弁償は原則として現物による弁償とする。ただし、絶版等により現品による入手が困難な場合は図書館が指定する代替資料で弁償する。
- (3) 入手方法は古書店から入手も可能とするが、汚損、破損等が見られるものは不可とする。
- (4) 弁償資料を受領した図書館職員は「現物弁償資料受領書」を交付する。
- (5) 雑誌は現物の入手が困難な場合は最新号をもって弁償するものとする。
- (6) 資料の付録については、同一版であれば付録のみの弁償でも可とする。
- (7) 相互貸借資料の弁償は、貸出館による弁償方法となる。

## 5 弁償の免除

図書館長は次の各号のいずれかに該当する場合は、弁償を免除することができる。ただし、弁償の免除を受けようとする者は「図書館資料弁償免除届」を提出しなければならない。

- (1) 火災・自然災害により貸出資料が亡失・汚損・破損した場合で、やむを得ないと判断した場合
- (2) 盗難等の事件や事故による亡失・汚損・破損のうち、警察署に届けを提出しており、本人の過失によるものでなく、やむを得ないと判断した場合
- (3) 病気や死亡により、生計を一にする者がいなく弁償が困難な場合
- (4) 団体登録者のうち、名寄市の各施設及び学校での貸出による紛失・汚損・破損の場合

## 6 弁償後の取扱い

- (1) 弁償後に汚破損となった資料は、当該利用者の申し出により、無償で譲渡することができる。  
その場合は資料コード・請求ラベルを剥がし、所蔵印に除籍印を重ねて引き渡すこととする。

## 7 事務取扱者

- (1) 弁償に係る受付事務は、図書館司書とする。ただし、最終判断は図書館長とする。
- (2) 事務取扱者は、弁償に係る業務で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

## 8 利用の停止

図書館長は弁償対象者が弁償に応じない場合や弁償期日を過ぎている利用者に対して、利用停止をすることができる。

## 9 その他

この取扱要領は、必要に応じて随時見直しを行うものとする。

### 附 則

この要領は令和6年6月1日から施行する。